

福島第一原子力発電所 消防法に基づく危険物貯蔵の管理不備について

< 参 考 資 料 >
2 0 1 9 年 7 月 4 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

【概要】

- 当社福島第二原子力発電所で確認された危険物の最大貯蔵容量変更の管理不備（2019年6月18日お知らせ済み）を踏まえ、福島第一原子力発電所においても貯蔵状況について確認を進めたところ、消防法に基づき、第4石油類を貯蔵する届出をしていたNo.3、4、5屋内危険物倉庫において、第4石油類以外の危険物を保管していることが判明しました。調査結果をとりまとめ、昨日、双葉広域消防本部へ報告いたしました。

調査の取りまとめ結果

倉庫に保管している危険物(ドラム缶)については、毎月点検しており、今回の確認においても、漏えい等は確認されておらず、保管状態に安全上問題ないことを確認しております。しかしながら、第4石油類を貯蔵する届出のNo.3、4、5屋内危険物倉庫内において、本来、第3石油類として保管すべきドラム缶26本の他に、第4石油類以外が混合している可能性のあるドラム缶があることを確認いたしました。

- (内訳) ①内容物が第3石油類であったもの：5,200L (26本)
②第3石油類と第4石油類が混合した可能性があり、第3石油類として管理すべきであったもの：78,400L (392本)
内容物が特定できず第4石油類と確認することが困難であり
③第3石油類である可能性があるもの：49,000L (245本)
④第2石油類である可能性があるもの：3,400L (17本)

(ドラム缶保有量：最大200L/本)

○管理不備であったドラム缶については、速やかに適切な構内貯蔵場所へ移動いたします。

(移動先)

- ・ ①②については、第3石油類を保管できる貯蔵場所
(No.1(A)危険物屋外貯蔵所)
- ・ ③については、第3石油類を保管できる貯蔵場所
(No.2危険物屋外貯蔵所)
- ・ ④については、第2石油類を保管できる貯蔵場所
(No.1(A)危険物屋外貯蔵所)

○再発防止策

危険物（ドラム缶）の受入時に、保管依頼箇所に製品安全データシート等の危険物の分類が分かるエビデンスを添付することを義務付け、適切に保管できる運用といたします。

なお、保管管理をシンプルにするため、第3石油類と第4石油類を混合する運用は取りやめるものといたします。

誤って保管されていたドラム缶



- ①第3石油類として管理すべきだったもの
- ②第3石油類と第4石油類を混合した可能性があるもの (→第3石油類として管理)
- ③内容物が特定できないもの (→第3石油類として管理)
- ④内容物が特定できないもの (→第2石油類として管理)

1号機 2号機 3号機 4号機

No.4屋内危険物倉庫

- ①1,000L(5本) ②40,600L(203本)
- ③8,000L(40本) ④1,800L(9本)

No.3屋内危険物倉庫

- ①3,000L(15本) ②16,200L(81本)
- ③3,800L(19本)

No.5屋内危険物倉庫

- ①1,200L(6本) ②21,600L(108本)
- ③37,200L(186本) ④1,600L(8本)

No.1(A)危険物屋外貯蔵所

- ①5,200L (26本)
- ②78,400L (392本)
- ④3,400L(17本)

No.2危険物屋外貯蔵所

- ③49,000L(245本)

移動

